一般名処方及び 長期収載品の選定について

一般名処方とは

医師がお薬の商品名を指定せず、一般的な名称(有効成分の名称)で処方を行うことを言います。これにより有効成分・効能効果が同一であれば、先発医薬品・後発医薬品(ジェネリック医薬品)の区別なく自由にお薬を選ぶことができるようになります。また、一般名処方であれば、医薬品の安定的な供給が難しい状況にあっても、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。

長期収載品の選定療養について

2024 年の診療報酬改定により、10 月から長期収載品の 選定療養 の制度が開始されます。この制度は、患者様のご希 望を踏まえて長期 収載品を処方した場合に、後発医薬品との 差額の一部を選定療養費と して患者さまにご負担いただく ものです。ただし、医師が、医療上の必要性が判断した場合や、 後発医薬品の提供が困難な場合は対象外と なります。ご不明 な点は主治医又は薬剤師までご相談下さい。

※長期収載品とは、後発品のある先発医薬品で後発品収載から 5 年以上が経過しているもの や後発品置換え率が 50%以上のものなどの要件に該当する医薬品である。対象医薬品、厚生 労働省のホームページで公表されます。

※選定療養とは、保険診療と保険外診療を併用できる制度のひとつであり、保険外診療にあたるものです。保険給付ではないため、消費税が別途かかります。

令和6年10月 医療機関名: 福井温泉病院